

若者定住促進奨学金返還支援事業

～これから鏡石でがんばるあなたを応援します～

鏡石町では、若年層の町外流出を抑制するとともに、町外からの移住・定住を促進するため、町内に在住し、町内の事業所等に就業した方を対象に、奨学金の返還を助成します。

助成の対象者

- 鏡石町内に定住しており、鏡石町内の事業所等に就業している方
- 申請年度の3月31日現在で30歳未満の方
- 申請後も10年以上定住する意思のある方

対象となる奨学金

- 独立行政法人日本学生支援機構（第1種、第2種奨学金）
- 福島県奨学金資金に定める奨学金
- その他、大学、地方公共団体、公益法人等が実施する奨学金で鏡石町長が認めるもの

補助金の額

- 1年間の奨学金返還相当額（10万円を超えるときは、10万円を上限とします。）
※補助金の交付期間は補助金を受けた年度から起算して最大5年間となります。

交付要件

- 鏡石に定住し、鏡石町内の事業所に就業していること
- 奨学金の返還に際し、他からの助成を受けていないこと
- 奨学金を返還中であり、遅滞なく返済していること
- 町税等の滞納がないこと

手続きの流れについては
裏面をご覧ください。

問合せ先

〒969-0492 鏡石町不時沼345番地
企画財政課企画調整グループ
TEL：0248-62-2117

～申請手続きの流れ～

認定申請 ※初年度のみ

申請者	認定申請する年度の11月末日までに、認定申請書（様式第1号）を提出 【添付書類】 ①承諾書兼誓約書(様式第2号) ②卒業証明書の写し ③住民票の写し ④奨学金1年間の返還金額がわかる書類 ⑤就労証明書（勤務地、雇用形態が確認できるもの）
-----	--



鏡石町	審査後、申請者へ認定（不認定）通知書（様式第3号）を送付
-----	------------------------------

認定決定

補助金交付無

交付申請 ※毎年度（最長5年）

申請者	認定を受けた年度の3月31日までに実績報告書（様式第4号）を提出 【添付書類】 ①奨学金返還額証明書（返還した奨学金の額が確認できる書類） ②住民票の写し ③滞納がないことがわかる書類（納税証明書等） ④在職証明書（就労状況が変わった場合には就労証明書）
-----	---



鏡石町	審査後、申請者へ交付（不交付）決定通知書（様式第5号）を送付
-----	--------------------------------

交付決定

助成金交付無

申請者	鏡石町へ交付請求書（様式第6号）を提出
-----	---------------------



鏡石町	助成金を支給
-----	--------



交付期間5年が経過しておらず
奨学金の償還が完了していない場合

交付期間5年が経過した、又は
奨学金の償還が完了した場合



補助金交付終了

